

社会福祉法人和光福祉会個人情報保護管理規程

平成18年10月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、当法人が保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置について定め、その保有情報の漏洩、滅失、改ざん等を防ぎ、情報管理に関する当法人としての社会的責任を果たすことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程で使用する用語は以下の通りとする。

一 個人情報

個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、特定の個人を識別できるものをいう。

二 保有個人情報

個人情報のうち、当法人が保有しているものをいう。

三 機密情報

「社外秘」等、外部に公開されることを禁止されている情報、及び当法人のサービスに関する固有の情報を指す。

四 本人

当法人が保有する個人情報で識別される個人をいう。

五 役職員

当法人の役員、正職員、パートタイマー、嘱託、アルバイト、派遣労働者をいう。

(対象となる情報)

第3条 本規程の対象となる情報は、当法人で保管するすべての個人情報であり、電子データ、印字データの別を問わない。

(適用範囲)

第4条 本規程は、当法人の役職員に対して適用する。ボランティア、実習生、利用者家族、見学者等、当法人に所属しない関係者に対しても本規程の趣旨を踏まえた適切な取り扱いを求めるものとする。又、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合、必要かつ適切な監督をし、この規程に従って個人情報の適切な保護を図るものとする。

第2章 個人情報管理体制

(総括保護管理責任者)

第5条 当法人に総括管理責任者を1名、副総括保護管理責任者2名を置くものとする。

2 当法人における総括保護管理責任者は事務局長を充て、当法人における個人情報保護に関する総括責任者として、個人情報保護管理委員会を主宰し、保有個人情報の管理に関

する規程類の整備、指導監督、教育研修の実施その他の事務を総括する。

- 3 副総括保護管理責任者は、苑長及び施設長を充て、総括保護管理責任者を補佐するとともに、所属部門における個人情報管理に関する取り組みを推進する。

(保護管理責任者)

第6条 保護管理責任者は組織規程に定める課長、係長、主任を充て、個人情報保護管理委員会の定めた取り組み計画及び総括保護管理責任者の指示に従って、所属部門における個人情報保護管理に関する取り組みを推進するとともに保有個人情報の適切な管理に関する事務を行う。

(個人情報保護管理委員会)

第7条 当法人における個人情報保護管理に関する意思決定機関として、個人情報保護管理委員会を設置する。

- 2 委員長は総括保護管理責任者とし、副委員長は副総括保護管理責任者とする。委員は組織規程に定める課長、係長及び総括保護管理責任者が委嘱した者とする。

- 3 個人情報保護管理委員会は、個人情報保護管理に関する当法人取り組みの計画立案、指示、取り扱い規則の策定、セキュリティ対策の実践等、必要な取り組みを行う。

第3章 個人情報管理に係る安全措置の概要

(個人情報保護に対する基本方針)

第8条 個人情報保護管理委員会は、個人情報に関する当法人としての基本方針を定め、これを公表する。

(職員の個人情報の取り扱い)

第9条 職員は、採用時に本規程及びその他個人情報保護管理に関する規則を遵守する旨の誓約書を法人に提出すると同時に、これらを遵守しなければならない。退職時においても、在職中に得た個人情報を漏洩しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(個人情報の収集)

第10条 収集する個人情報の利用目的を明文化し、施設内の掲示やホームページ等適切な方法により外部に公表する。

- 2 個人情報の収集は利用目的の達成に必要な限度において行う。

- 3 収集済みの個人情報の利用目的の変更をする場合は、予め個人情報保護管理委員会の承認を得た上で、変更後の利用目的を公表する。

- 4 前項の規程にかかわらず、契約書等の書面やホームページへの入力結果等、本人から個人情報を直接取得する場合、書面上の明記等の手法により本人に対して利用目的を明示するものとする。

(個人情報の保管)

第11条 当法人で保管する個人情報は、個人情報管理台帳等により一元管理するものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセス（保有個人情報に接する行為で閲覧を含む）する権限（以下アクセス権限という）を有する者を、その利用目的を達成するために必要最小限の職員に限るものとする。
- 3 職員は個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に施錠等を行い保管するものとする。

（保有個人情報の提供）

第12条 個人情報保護管理者は、法（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律）第9条第2項第3号、第4号の規程に基づき行政機関及び当法人外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

- 2 職員は自らが所属する保護管理責任者の承認なく、個人情報を法人外に持ち出し、あるいは、第三者に提供してはならない。

（保有個人情報の第三者提供）

第13条 業務の遂行に当たり、保有個人情報を第三者に提供する必要がある場合は、原則として本人の同意を得るとともに、あらかじめ個人情報保護管理委員会に報告し、その指示に従って必要な対応を行う。

（個人情報の利用）

第14条 個人情報の利用は、あらかじめ開示した利用目的の範囲内で行い、その範囲を超えて利用を行ってはならない。ただし、法令の定めに基づく場合を除く。

（業務の委託）

第15条 データ入力等のため、個人情報の取り扱いを外部業者に委託する場合、委託先の個人情報管理が適切かどうか確認した上、業務委託契約に、委託業務遂行以外の目的での利用の禁止、業務終了後の個人情報の消去及び媒体の返還、機密保持、違反時の損害賠償等の条項を設けるものとする。長期間継続して業務を委託する場合には、委託先の個人情報管理の状況について確認を行い、必要に応じて指導・契約の見直しを行うものとする。

（個人情報の廃棄）

第16条 保管期限を経過した個人情報、又は当初の目的を達成して不要となった個人情報は速やかに廃棄するものとする。

- 2 個人情報の廃棄にあたっては、外部に漏洩しないよう、印字データについてはシュレッダー処理、電子データについてはデータ消去を行わなければならない。なお、廃棄を外部業者に委託する場合は、外部業者が確実に廃棄したことを確認するものとする。

（本人からの紹介対応等）

第17条 個人情報に関する本人からの問い合わせ、情報開示・訂正・利用停止等の請求等、苦情及び紹介の受付窓口を個人情報保護管理委員会とする。

（教育研修）

第18条 総括保護管理責任者は、職員に対し、保有個人情報の管理について理解を深め、

個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。保護管理責任者は、定期的に管理下の職員を対象とした保有個人情報の適切な管理のために、個人情報保護管理に関する教育研修を行う。また、ボランティア、実習生等に対しても個人情報管理の必要性についての意識喚起を図り、適切な取り扱いを行うよう指導・監督する。

(監査)

第 19 条 監事は、法人内における個人情報管理の適切性について、適宜監査を行う。

2 監査を行った場合、監事は監査結果を監査対象部門及び個人情報管理委員会に伝達する。

3 監査対象部門は、監査結果に基づき、速やかに改善措置を実施し、結果を監事及び個人情報保護管理委員会に報告する。

第 4 章 雑則

(本規程への違反)

第 20 条 本規程への違反が明らかになった場合、当法人は就業規則の定めに従い、違反を行った職員を懲戒処分の対象とする。

(規則)

第 21 条 個人情報保護管理責任者は、必要に応じ保有個人情報の適切な管理に関する規則を制定するものとする。

附 則

本規程は、議決の日より施行し、平成 18 年 10 月 1 日より適用する。